一般社団法人一橋商学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人一橋商学会と称する。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都国立市中2丁目1番地に置く。
- 2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。 (目的)
- 第3条 当法人は、国立大学法人一橋大学(以下「一橋大学」という。)と緊密な連携を保ちつつ、商学・経営学に関する学術調査・研究事業及びその成果に基づく啓蒙・普及・教育事業を行い、以て日本と世界の企業社会を取りまく諸課題の解決並びに社会の安定と発展に寄与することを目的とする。 (事業)
- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、経営、マーケティング、会計、金融等の分野に係る次の各号の事業を行う。
 - 一 定期又は不定期の刊行物の編集・発行
 - 二 各種講演会、講習会の開催
 - 三 前各号に掲げる事業のほか、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業(公告)
- 第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

- 第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- 1 正会員 この法人の目的に賛同し、その事業を主体的に運営するために入会した個人又は団体
- 2 一般会員 この法人の目的に賛同し、その事業に参加することを主たる目的として入会した個人又は団体

(入会等)

- 第7条 正会員又は一般会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により、代表理事に申し込まなければならない。
- 2 前項の申込みがあった場合、正会員については、代表理事の承認を受け、且つ社員総会においてその可否を決定し、一般会員については、社員総会においてその可否を決定することとし、代表理事は申込者にその可否を通知するものとする。

(会費)

- 第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。
- 2 一般会員は、社員総会において別に定める一般会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事の決定で別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
 - 一 この定款その他の規則に違反したとき。
 - 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - 一 正会員が1年以上会費を納入せず、納入の意思を示さないとき。
 - 二 一般会員が継続して2年以上会費を納入しなかったとき。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - 四 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - 五 総社員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を 失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の 義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、当該会員が入会時に同意して提出した個人情報を削除しない。また会員期間中に提出された一切の書類を返却しない。ただし別に定める個人情報取扱規程により厳重に管理し、目的外の使用、外部への開示は、これを行なわない。

(社員名簿)

- 第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務 所に備え置くものとする。
- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当会に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(権限)

- 第16条 社員総会は、次の事項を決議する。
 - 一 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - 二 会員の除名
 - 三 定款の変更
 - 四 役員の選任及び解任
 - 五 事業計画及び収支予算の決定
 - 六 収支決算の承認
 - 七 解散及び残余財産の処分
 - 八 第33条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
 - 九 理事において社員総会に付議した事項
 - 十 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 17 条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて 開催する。

(開催地)

第18条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

- 第 19 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。代表理事が 欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、常務理事がこれを招集する。
- 2 社員総会を招集するときは、代表理事は、総会の日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。
- 第20条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、常務理事が議長となる。

(議決権)

第22条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第23条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の 過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって、これを行う。ただし、 可否同数のときは、議長の決裁するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席により、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項

(書面表決等)

- 第24条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面または電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。 (議事録)
- 第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名

- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を常務理事とする。
- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び常務理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者または3親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数に占める割合が3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括し、常務 理事は、代表理事を補佐し、理事の過半数の決定において別に定めるところにより、当法人の業務を 分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行うほか、社員総会に出席し意見を述べることができる。
 - 一 財産及び会計を監査すること。
 - 二 理事の業務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- 三 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について 重要な事実を開示し、承認を得なければならない。
 - 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく社員総会に報告しなければならない。 (責任の免除又は限定)

第33条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(責任限定契約)

第34条 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第36条 当法人の基金は拠出者からの預り金とし、当法人が解散するときまでは、次条による場合の他は拠出者に返還されない。
- 2 基金の返還に係わる債権には、利息を付さない。
- 3 基金の拠出者は、基金の返還に係わる債権を社員総会の承認なしに他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(基金の返還手続)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で 行うものとする。

(代替基金の積立て)

第38条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものと し、これを取り崩すことはできない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第39条 当法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録に記載された財産
 - 二 入会金及び会費
 - 三 寄付金品
 - 四 財産から生ずる収入
 - 五 事業に伴う収入
 - 六 その他の収入

(財産の管理)

第40条 当法人の財産は代表理事が管理し、その方法は理事の過半数の決定を経て、代表理事が別に 定める。

(費用の支弁)

第41条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理 事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項については、一橋大学に報告しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえ、定時社員総会に提出し、第一号及び第二号の書類については その内容を報告し、第三号から第七号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 収支決算書
 - 四 貸借対照表
 - 五 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 六 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 七 財産目録
- 2 前項の書類は、一橋大学に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第45条 当法人は、決算で生じた剰余金は翌事業年度に繰り越すものとし、分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第46条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。
- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、一橋大学に寄

付する。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が社員総会の決議を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の決議を得て別に定める。

第9章 附 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第52条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。 (設立時役員等)

第54条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 田中 一弘

設立時理事 福川 裕徳

設立時理事 島貫 智行

設立時代表理事 田中 一弘

設立時常務理事 福川 裕徳

設立時監事 中野 誠

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 (略)

氏名 田中 一弘

2 住所 (略)

氏名 福川 裕徳

3 住所 (略)

氏名 島貫 智行

4 住所 (略) 氏名 蜂谷 豊彦

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。

以上、一般社団法人一橋商学会を設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士中平 彰は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年4月13日

設立時社員 田中 一弘

設立時社員 福川 裕徳

設立時社員 島貫 智行

設立時社員 蜂谷 豊彦

上記設立時社員4名の定款作成代理人

東京都千代田区内神田一丁目 15 番 2 号司法書士 中平 彰